

令和4年度 第4回栃木地方最低賃金審議会
資料目録

I 栃木県最低賃金 関係資料

I-1-①	異議申出書[とちぎコープ労働組合]	・・・	1
I-1-②	栃木県最低賃金の改正決定の調査審議に係る最低賃金法 第25条第5項に基づく意見書[とちぎコープ労働組合]	・・・	5
I-2-①	異議申出書 [佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン]	・・・	11
I-2-②	栃木県最低賃金の改正決定の調査審議に係る最低賃金法 第25条第5項に基づく意見書 [佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン]	・・・	15

2022年8月19日

栃木労働局長
藤浪 竜哉 殿

宇都宮市川田町
とちぎコープ労
中央執行委員長

令和4年度「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」に対する異議申出

8月5日に答申された、令和4年度の「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」につきまして、とちぎコープ労働組合は下記の通り異議申し出を行います。

記

一、異議申出の内容

1. 時間額913円(引き上げ額31円、引き上げ率3.51%)では不服です。
2. 栃木県最低賃金を、時間額1,000円以上に引き上げること。

二、異議申出の理由

1. 私たちは、先に提出した意見書の中で、栃木県の最賃賃金が低すぎるとして、主に次の論点に基づいて最賃の大幅引き上げを主張してきました。
(詳細は意見書をご参照ください)

1. 景気回復と働けば人間らしく暮らせる最低賃金へ
2. 全国一律最低賃金制度の実現を
3. 最低賃金引き上げは中小企業支援とセットで

そして、透明で国民本位の審議会運営をとって、日本国民が安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことと同時に、専門部会や小委員会の審議を公開していただき、審議の透明性を保障していただくこと。そして、低賃金かつ不安定雇用の下で働く多数の労働者の声が審議に反映されますよう、できる限り希望する者に意見陳述の場を保障していただくことを強く要請いたしました。

2. 3回の専門部会を経た審議の結果、31円引き上げて913円との答申が出されました。全労連が全国で取り組んだ最低生計費試算調査では、生活にかかる費用は変わらないことから、最低賃金は全国一律でどの地域でも時間



額1,500円以上が必要であることが明らかになりました。しかし、今回の答申はその額には程遠く、地域間格差も縮小されていません。コロナ禍と物価高騰の影響により、最賃で働く労働者の生活はますます厳しくなる一方です。

中央最低賃金審議会では引き上げ額の目安が示され、ABランクは31円、CDランクは30円と地域間格差をさらに広げるものとなりました。全国の地方最低賃金審議会でも答申が出されており、同じBランクの茨城県では32円の引き上げ、Dランクの鳥取県は目安を3円も上回り33円、佐賀県と熊本県も目安を2円上回り32円と答申が出されています。急激な物価高騰を考慮したことと地域間格差の是正の必要性などが理由とされています。その他にも、Cランクの北海道31円、Dランクの秋田県と青森県31円と目安を上回った答申が出されています。

3. 繰り返しのようになりますが、今年度の答申913円では、栃木県内の経済の活性化と私たち労働者の生活改善にはつながりません。私たちが提出した意見書と意見陳述の中で、コロナ禍と物価高騰による影響でますます生活が厳しくなり、老後の不安を抱えながら働き続けていかななくてはならない事、低すぎる最低賃金の下での賃金実態や、縮まらない賃金格差、生活できない賃金のためにダブルワークやトリプルワークをしなければならない実態などを明らかにしてきました。シングルマザーなどが、何よりも子育てを重視し子供のなりたい夢をかなえてあげるために、そして老後も安心して暮らしていくためには、地域間格差を無くして全国どこで働いても最低1,500円以上の時間給が必要です。だからこそ私たちとちぎコープ労働組合は、全国一律最低賃金制度の実現とどこでも誰でもいますぐ時給1,000円以上の実現と1,500円を目指すことを要求に掲げているのです。

4. 最低賃金審議会の運営に関する要望については、昨年引き続き意見陳述の機会が設けられましたが、トータルの時間数も制約され、陳述について十分な主張ができたとは言えません。意見書提出の際に意見陳述の資料としてパート労働黒書NO.9を提出しましたが資料に添付されず、果たして意見陳述だけで非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態をご理解いただけたのか疑問です。そして、残念ながら専門部会は今年度も非公開とされ、提出した意見書や意見陳述に込められた思いや願いがどう受け止められたのか、どのような議論が行われどのように答申が決定されたのか、論議の中身が全く明らかにされていません。最低賃金審議会の民主化、透明性の確保と

いう点では全く不十分と言わざるを得ません。ただ、労働者委員が地域間格差の是正などを理由に、答申案に反対された事は後に新聞で知った次第です。

5. 物価高騰に関して、下野新聞社が県民を対象に世論調査を実施したところ、約9割が影響を受けていると回答し、影響を受けている分野では「食品」と「生活全般」がともに約4割と高く、県民生活や家計の負担になっている現状が浮き彫りになっています。さらに今後、秋冬に向けて物価は上がると言われています。

物価高騰の今だからこそ、景気や消費改善を図り地域経済の活性化のためにも、さらなる最賃の引き上げの改定審議がなされるべきです。同時にそのための中小零細企業へのさらなる支援策について論議するべきです。栃木労働局長がこれらを踏まえ、栃木地方最低賃金審議会に再審議を求めることを強く要請いたします。

以上

2022年7月19日

栃木地方最低賃金審議会
会長 太田 正 様

とちぎコープ労働
中央執行委員長

2022年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書

2022年度の最低賃金について、ご審議いただく委員のみなさまに、心より敬意を表します。また、栃木県に働く労働者および中小零細事業者の生活向上と健全な経営のために、本年度の審議においてご尽力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。本年度の最低賃金の改定審議に当たり、とちぎコープ労働組合としての意見を述べさせていただきます。

1. 景気回復と働けば人間らしく暮らせる最低賃金へ

2020年から続くコロナ禍の中、第7波に入った中での生活は、今も変わらず感染症対策をとりながら窮屈なものになっています。そこにきてウクライナ情勢も相まって、電気やガソリンが値上がりし、資源や物価が極端に上昇し、生活費（主に食費）を切り詰めるにも限界がきており、最賃で働く労働者の生活はますます厳しくなっています。

栃木県の最低賃金時間額882円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約15万2,600円、年収約183万円にしかならず、税金・年金や健康保険料等を支払うと、賃金だけで自らの生活を維持していくことは困難です。日本の相対的貧困率は依然として15.4パーセント（2018年）と高く、貧困と格差の拡大は性別や世代を問わず深刻化しています。働いているにもかかわらず貧困状態にある者の多数は、最低賃金付近での労働を余儀なくされており、最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻む大きな要因となっています。

生協を含む流通や物流業で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものです。しかし、そこで働く多くの方はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そして、その賃金労働条件は劣悪で、時給はほぼ最賃に張り付いています。国民生活になくてはならない業界全体の社会的な地位向上とそこで働く人の賃金を引き上げていくことが必要です。それには現状では、最低賃金を大幅に引き上げることが最も有効です。



2. 全国一律最低賃金制度の実現を

栃木県の2021年の最低賃金は28円引き上がり882円となりました。東京都(1,041円)との差は159円となり、1日8時間働いても1,272円の差があり、1ヶ月150時間働いて23,850円もの差が開きます。神奈川県(1,040円)との差は158円、埼玉県(956円)とは74円、千葉県(953円)とは71円の差となり、通勤圏内での地域間格差は大きな問題となっています。

最低賃金はすべての労働者に適用され、現在の全国平均額は930円となり、東京都と神奈川県が1,000円を超える一方、最も低い高知県と沖縄県は820円で、栃木県を含む多くは800円台にとどまっています。最高額と最低額の差は194円となり、時間額表示になった2002年の104円からの差は一向に縮まりません。

全国で最低生計費試算調査が行われており、全労連・国民春闘共闘委員会が6月24日に厚生労働省で会見し、新たに調査した兵庫県と高知県を加えた調査結果を発表しました。兵庫県の25歳単身で男性が時給1,626円女性1,582円、高知県で男性1,665円女性1,669円となり、2019年に調査された東京都北区の男性1,664円女性1,642円とほとんど差はありませんでした。高知県の最賃額は全国最下位の820円で東京と221円の差があります。年収でも41万円の差となりますが、生活にかかる費用は変わらないことから最低賃金を全国一律で時給1,500円にする必要性を示しました。兵庫県は最賃Aランクの大阪と隣り合い、大学生の3分の2が県外で就職するなど人口流出が起きていると訴えていました。

私たちの働く生協でもそうですが、スーパーやコンビニでは全国どこでも売っている商品の価格はほぼ同じで、同じ商品を買って、同じ仕事をしています。どこで暮らして、どこで働いても賃金格差がないことを大前提に、同じ仕事には同じ賃金の同一労働同一賃金を実現させるためにも、地域間格差をなくしていかなければなりません。物価高騰の今だからこそ、賃上げの環境を整え、最賃の大幅引き上げと地域間格差の是正をして、景気や消費改善を図っていくことを強く望みます。

3. 最低賃金引き上げは中小企業支援とセットで

コロナ禍でも最低賃金を引き上げている諸外国を参考に、全国加重平均1,000円の早期実現のためには、中小企業・小規模事業者が賃金を上げやすいよう支援強化の実施や下請取引の適正化も進めていく必要があります。

資源高や円高で物価が高騰する中、賃上げの環境を整えなければ、景気や消費は改善しないとの危機感が背景にあるなか、人件費増加などにつながることに中小・零細企業の懸念は大きいものです。賃金を上げられない理由に、中小

企業の労働分配率が高く、労働生産性が低い事が上げられています。経済産業省 HP 掲載の労働分配率の値には、業種ごとにかかなりの差が見られ、業種別のデータによると、飲食業のような接客業では人そのものが重要であり、人件費をかけなければならない労働集約型の産業であるため労働分配率が高くなる傾向が見られます。適正な単価による公正な取引をきちんと行わせ、有効な中小企業支援対策で、賃金の底上げを図っていくことが必要です。経営者の賃金支払い能力ばかりに偏重した審議にならないことを強く求めます。

4. 透明で国民本位の審議会運営を

本審議会に置かれましては、日本国民が安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを、あらためて強く求めます。同時に専門部会や小委員会の審議を公開していただき、審議の透明性を保障していただくこと。そして、低賃金かつ不安定雇用の下で働く多数の労働者の声が審議に反映されますよう、とちぎコープ労働組合の推薦する労働者の、意見陳述の機会を保障していただくことを強く要請し、意見書と致します。

以上

2022年7月19日

栃木地方最低賃金審議会
会長 太田 正 様

とちぎコープ労働

意見陳述書

私は、2022年度の栃木地方最低賃金改定の審議に当たりまして、とちぎコープ労働組合より提出いたしました「2022年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書」を補足する立場で意見陳述を行います。

1. 働く人々をめぐる全般的な状況

現在、非正規労働者は2,087万人を超え、非正規率は37%（総務省「労働力調査」）となり、賃金が200万円以下のワーキングプアが15年連続で1,000万人以上（国税庁民間給与実態統計調査）になっています。また、金融広報中央委員会があらわした金融資産非保有世帯（貯蓄ゼロ世帯）の割合は、「単身世帯38%」「2人以上世帯23.6%」と、単身世帯の4割、2人以上の世帯の4分の1が貯蓄のない状況となっています。コロナ禍の中、国民の暮らしを支えつづけるエッセンシャルワークの重要性が注目されている中で、その多くの働くなかまは、非正規労働者で不安定な雇用と将来の不安をかかえ、さらに低賃金により蓄えのない世帯に深刻な影を落としています。

コロナ禍の中で、医療従事者はもちろんのこと、生協を含む流通や物流業で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものでした。しかし、そこで働く多くの方はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そして、その賃金労働条件は劣悪で、時給はほぼ最賃に張り付いています。

コロナ第7波に入り、さらに感染への危険や心配にさらされながら働き続けていかななくてはなりません。コロナと物価高騰の危機を乗り切るためにも、労働者の生活と地域を守り経済を活性化させる事が必要です。

2. 「パート労働黒書No.9」から見えてきたもの

私共とちぎコープ労働組合が加盟する生協労連は、毎年「パート労働黒書」を発行し、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態をあきらかにしてきました。生協やその関連会社などで働く人からの聞き取りや手記は一部のものですが多くの課題が見えてきました。

- ① 生活費と奨学金の返済で貯金ができない実態にあること。
- ② 子どもの通院も我慢させている状況にあること。
- ③ 自分たちの生活だけではなく、親の生活もささえる必要があること。
- ④ 親の働き方をみていて子どもが自分の進学をあきらめてしまったこと。



- ⑤ トリプルワークで月に3日間しか休みが取れない実態にあること。
⑥ 物価高と増税で、今後の若い人たちの将来が見えなくなっている実態にあること。以上が概略です。

物価高騰前の聞き取りにも関わらず「物価上昇による影響が大きい」、「コロナで外に出かけなくなったが、水道・光熱費・食費が増えて負担が大きい」の声があり、なかでも「老後が不安」の声が多くあげられていました。

生協労連が実施した「2022年春闘準備のための生活実感アンケート」からも、「家計の中で充実させたい項目は」の質問に対し、月給者・時給者共に第一位は老後の備えとなりました。「あなたの家計の現状は？」の質問の特に負担にかんじているものでは、住宅関連費や税金・社会保険、食費などとなり、節約・切り詰めているものでは、食費や被服費、教育・娯楽費となりました。値上げが続く今、生活費を切り詰めるにも限界が来ており、物価高騰は私たちの生活に大きな影響をもたらしています。

パート・アルバイトなど、かつては家庭の補助的労働と言われてきましたが、現在は主たる生計者として、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。私たちの働く生協でもそうですが、スーパーやコンビニでは全国どこでも売っている商品の価格はほぼ同じで、同じ商品を売り、同じ仕事をしています。どこで暮らして、どこで働いても賃金格差がないことを大前提に、同じ仕事には同じ賃金の同一労働同一賃金を実現させるためにも、地域間格差をなくしていかなければなりません。

3. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

2021年の最低賃金改定により栃木県の最低賃金は882円、全国の加重平均の最低賃金は930円となりました。この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織が全国で取り組んでいる最低生計費試算調査では、生活にかかる費用は変わらないことから、最低賃金を全国一律で時給1,500円にする必要性を示しました。最低賃金は時間給労働者だけの問題ではありません。生協で働く正規職員の給料を時給に換算してみると、18歳で基本給と職能給合わせて1ヶ月16万7千200円、時給に換算すると1,036円となり、最低賃金は超えています。1,500円には程遠い金額です。ちなみに私の子供は栃木県内勤務、高卒で働き始め現在28歳、基本時給と職種手当で23万円、時給に換算したら1,380円と1,500円に届かず、自宅から通っていて一人で働き生活するのは厳しいからと言っています。

最後に、本審議会に置かれましては、述べた意見が少しでも最低賃金引き上げのきっかけとなり、誰もが人間として自分らしく生き、働き、安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを改めて強く求め、とちぎコープ労働組合の意見陳述とさせていただきます。

以上

2022年8月19日

栃木労働局長
藤浪 竜哉 殿

栃木県佐野市浅沼町796

佐野地区労働組合
議長

労働組合わたらせユニ
委員長

先に公示された「栃木県最低賃金の改定に関する栃木地方最低賃金審議会の答申」について、以下の通り異議申し出を行います。

(1) 異議申し出の内容

先日公示された、栃木県最低賃金を31円引き上げ、913円とするとの答申は、最低賃金法第1条の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」を踏まえた審議の結果とは思えません。

中小企業に対する支援策を積極的に議論する中で、今年度、栃木県最低賃金を1000円以上に引き上げるべきです。栃木労働局長は金額が低すぎることを理由として栃木県最低賃金審議会に再審議を求めると考えます。

(2) 理由について

今年度、中央最低賃金審議会の目安の答申における公益委員見解には、以下のように記述されています。

ア. 賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性がある。



- イ. 労働者の生計費については、消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が、今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案し、3%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある。
- ウ. 通常の事業の賃金支払い能力については、企業の利益や業況がコロナ禍からの改善傾向がみられるものの、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある。
- エ. 各ランクの引き上げ額の目安については、前記ア、イ、ウを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引き上げ額の目安は3.3%を基準として検討することが適当である。地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別大低賃金の最高額に対する最低額の比率を上昇させる必要も考慮し、A・BランクとC・Dランクの差を1円とすることが適当である。

上記のような判断のもと、目安としてBランク栃木は31円の引上げとなっています。最低賃金法において、最も重視すべき事項は「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定に資する」ことです。その目的を達成するためには、少なくとも物価上昇率を上回る改定が必要です。公益委員見解の「物価の上昇、とりわけ『基礎的支出項目』といった必需品的な支出項目については4%を超える上昇率となっており、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する」としながらも、引上率が3.5%にとどまるのは理解できません。

帝国データバンクが公表した食品メーカーの値上げ調査の結果によると、8月の2431品目の値上げに続き、10月にはさらに6305品目の値上げが計画されています。まさに記録的な「値上げの秋」となるという予測が出ています。

前記、公益委員見解の中では、地方最低賃金審議会に対する期待として「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。」としています。まさ

に状況認識に大きな変化が生じつつあります。栃木地方最低賃金審議会の31円引き上げという答申は、こうした状況認識の大きな変化に対応しているものではありません。

今年度1000円以上の最低賃金にするとともに、全ての議論を公開するよう要請してきました。しかし、専門部会は今年度も非公開とされました。また、専門部会の議事要旨を異議申し出に間に合うよう公表することを要請しましたが、これも実現していません。金額審議において、どのような議論が行われたのか、また、私たちの意見書や意見陳述は審議会の議論にどのように反映されたのか、全く分かりません。

もし、このまま31円の引上げが決定し、10月から施行されるのであれば、8月以降の物価上昇を勘案し、最低賃金法第12条に基づき、栃木労働局長は、今秋、再度、栃木地方最低賃金審議会に対し、改定を諮問すべきです。

以上

2022年7月22日

栃木地方最低賃金審議会

会長 太田 正 様

佐野地区労働組合
議長

労働組合わたらせユ
委員長

最低賃金法25条5項にもとづき2022年の最低賃金決定に関する調査審議に関して、下記の通り意見を述べます。

今、急激な物価上昇が国民生活を襲っていますが、特に低賃金労働者は、いっそうの生活困窮に直面しています。総務省が発表した2022年5月の消費者物価指数は、総合指数で前年比2.5%の上昇となっていますが、食料・光熱費・医薬品など生活に欠かせない「基礎的支出項目」は前年同月と比べ4.7%上昇しました。今後も値上げラッシュが続くことが想定されています。今年度の最低賃金改定の議論においては、こうした物価騰貴の現況を考慮した議論が必要です。

- (1) 最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。2022年度には1000円以上の最低賃金を実現すること。
- (2) 全国一律最低賃金制度とすること。
- (3) 実質的な審議が行われる小委員会をはじめ、全審議会を完全に公開すること。
- (4) 栃木地方最低賃金審議会において、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者の意見陳述を求める。

以下、理由を述べます。

- (1) 最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。2022年度には1000円以上の最低賃金を実現すること。

現在の882円という最低賃金では、労働者の生活の安定は得られず、労働条件の改善ははかられていないとは言えません。時給882円では、週40時間フルタイムで働いても、年収では184万円にしかありません。ワーキングプアといわれる200万円に届きません。時給1000円でフルタイム働いた場合によりやく年収が200万円を超えることとなります。

私たちは、昨年までの意見書において、最低賃金の水準について本格的に議論すべきであると主張してきました。日本の最低賃金は、労働組合がまったく関与しない業者間協定によって、中卒女性初任給をもとに決められたのが始まりです。その後、審議会方式になっていきますが、30人未満の零細企業の賃上げ率（賃金改定状況調査における第4表）を最重要参考資料として引き上げ額を議論してきました。最低賃金の対象となるのは、学生アルバイトや主婦パートなど、家計補助的労働者とみなされて、審議会では、自立して生活できる最低賃金の水準については議論されず、毎年、引き上げ幅の議論に終了してきました。

2007年の法改正では、「生活保護との整合性」が導入され、それまでの「いくら引き上げるか」の議論に加えて、はじめて「いくらにすべきなのか」という最低賃金の水準が議論になりました。14年に「生活保護との逆転現象が全国で解消した」と言われましたが、その後、政府からの



事情」などによる第4表の賃上げ率を上まわる引き上げが続きました。なぜ「時々事情」という根拠の不明瞭な引き上げが行われてきたのでしょうか。「生活保護との整合性」の議論に問題がありました。当時、比較方法についてはいろいろな議論がありましたが、真の問題は、比較対象を若年単身者の生活保護基準としたことです。日本政府も批准しているILO131号条約やILO135号勧告では、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として「労働者及び家族の必要」を挙げています。この条約に基づけば、比較対象とするべきは「ひとり親世帯」の生活保護基準です。2013年、国連・社会権規約委員会は「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」と指摘し、日本政府に対して「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」と勧告しています。

最低賃金の水準に関する議論の対象になるのは、ILO131号条約及びILO135号勧告にある「労働者及びその家族の必要」な生計費であり、最低賃金を賃金中央値（メジアン）の50%程度に設定し、60%を目標にしているEU諸国の政策です。昨年の栃木地方最低賃金審議会の意見陳述において、宇都宮市における「ひとり親世帯」の生活保護基準と最低賃金で得られる収入を比較し、生活保護基準を上回るためには、1500円の最低賃金が必要であると述べました。目指すべき最低賃金の水準として1500円は、十分根拠のある金額です。中央最低賃金審議会では「目安制度の在り方に関する全員協議会」を設置し、来年3月に報告を取りまとめるべく議論が始まっています。そこではランク制度の見直しなどとともに、最低賃金の水準に関する議論も行われることになっています。栃木地方最低賃金審議会においては、最低賃金の水準に関し、中央の「目安制度の在り方に関する全員協議会」の報告を待つのではなく、積極的に議論を行うべきです。

最低賃金近傍で働く労働者は、最低賃金が上がらなければ賃上げは期待できないというのが実態です。今年度、物価の高騰が続いている中で、低賃金労働者の生活困窮対策として最低賃金を1000円以上とすべきです。

最低賃金法第1条は「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」としていますが、最低賃金1500円で、年間1800時間働けば年収が270万円となり、この収入でようやくワーキングプアから抜け出すことができ、最低賃金法第1条の目的に合致すると言えるのではないのでしょうか。

(2) 都市と地方の格差を拡大するランク制は廃止し、全国一律最低賃金制度を検討すべきです。

①都市と地方の格差を広げる最低賃金制度、221円という差額は看過できません。

現在の地域最低賃金額は、最低で820円、最高で1041円で、差額は221円です。1ヶ月法定労働時間である173.8時間働くとする、約38,410円もの差が付きます。栃木と東京でも最低賃金は159円の差がついており、1ヶ月に換算すると27,634円もの差になります。最低賃金の地域間格差の拡大が地方の衰退を促進する要因の一つとなることが各方面から指摘されています。

現行の目安制度は、1975年、労働4団体が「全国一律最低賃金の確立」を求めストライキを計画したことを契機に、全国的な整合性の確保のために1978年から発足しました。1978年の最初の目安作成に当たっては、「最低賃金額の地域間格差は従来縮小傾向にあることを考慮した」（昭和53年7月27日 中央最低賃金審議会第1小委員会報告）としています。当時、最高金額の大阪に対する最低金額の割合は84.4ポイント、1999年には86.3ポイントまで格差が縮小しますが、その後は拡大に転じ、2021年度は78.8ポイントとなり、目安制度発足の理念から外れてきています。

格差の根拠については、一般的には地方と都市の生活費や経済水準の違いなどが言われています。確かに都市部の住居費は地方よりも大きなものとなっていますが、公共交通が後退している地方では、自動車の保有などが必須であり、トータルで考えれば地方と都市部の生活費に大きな違いはないと言えます。しかし、現行のランク制を根拠づけている指標を使えば都市と地方の差は拡大するばかりです。その格差と連動し、最低が820円という絶対的な水準の低さが、若年労働者の都市への移動を誘発し、地方経済をいっそう疲弊させることは明らかです。地方の自治体や議会から多くの最低賃金引き上げの意見書が出されていますが、地方経済の疲弊に対し、大幅な最低賃金の引き上げによる関与が求められています。

②地方の空洞化を阻止する役割を果たす全国一律最低賃金制度

最低賃金制度を全国一律制度とすることはナショナルミニマムなどとの整合性を強化し、体系的な貧困対策、格差対策に有効であり、「公正な競争に資する」ものであると考えます。

最低賃金近辺で働く労働者に、コンビニのスタッフがありますが、コンビニエンスストアではルーティンワークが統一され、扱っている商品、および価格もほとんど変わらず、全国どこのコンビニでも働き方はほぼ同じです。にもかかわらず、地域最低賃金の格差がそのまま賃金格差となっているのは、同一労働同一賃金原則から見ても不合理です。

最低賃金の引き上げは当然のことながら各種の中小企業支援策と結合して行われるべきです。日本商工会議所などは最低賃金引き上げに毎年反対していますが、本来からいけば最低賃金が上がり、低賃金に対する歯止めがかかることは、地方の中小企業にとって良質な労働力を育成、確保していくうえで有利なことであると考えます。これらを踏まえ最低賃金制度を全国一律最低賃金制度とすべきです。あわせて地方経済に対する支援策の強化が求められます。

全国一律最低賃金制度を目指す中で、今年度の目安審議においては、ランク間の金額格差が縮小する方向で検討すべきです。

(3) 実質的な審議が行われる小委員会をはじめ、全審議会を完全に公開すべきです。

最低賃金審議会の審議の中心は実質的な金額審議が行われる小委員会です。審議は最低賃金審議会運営規定第6条によれば「原則として公開」のはずであり、非公開は例外的事例です。しかし例外的事例が、目安審議などの重要な議論に対して適用されています。これでは審議会は原則、非公開であるとしかしいようがありません。

ワーキングプアや、貧困が社会問題になる中、最低賃金引き上げは大きな社会的注目を集めています。最低賃金審議を公開し、大いに論争し、今日、要求されている最低賃金の水準、社会的に意味のある最低賃金制度とは何か、そのためには現行制度の何をあらためるべきか、などを発信していくことが求められています。審議を公開すれば、様々な意見が関係者からよせられ社会的関心も高まり、制度の改善にむけた世論も形成されるはずです。

密室審議の時代は終焉させなければなりません。貧困が拡大し最低賃金の大幅引き上げが社会的に要求されている中で、審議の公開に耐えられないような委員は、委員である資格にかけると考えます。

審議の完全公開を強く要求します。

(4) 栃木地方最低賃金審議会において、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者の意見陳述を求めます。

佐野地区労働組合会議に加盟する労働組合わたらせユニオンは、派遣、パート、嘱託、アルバイトなどの有期雇用労働者や失業者、半失業者も組織しています。彼らの賃金水準は極めて低く、その生活実態は厳しいものです。有期雇用労働者や中小零細企業で働く労働者にとって、個別企業における賃金の引き上げは簡単ではありません。私たちは労働組合の通常の活動として、組合員が在籍する企業にたいし春闘などで賃金引き上げ要求をおこないます。しかし中小零細企業などでは、経営困難、一人組合員、少数派などで賃上げ要求そのものが難しい場合があります。このような状況の中で私たちは最低賃金引き上げの闘いを、春闘とならぶ、中小零細企業に働く労働者や、非正規雇用労働者の重要な賃金引き上げの闘いとして位置づけ取り組んでいます。

このような事情から私たちは審議会の傍聴をおこない、意見書や異議申出書なども提出してきました。これらのことから、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者に、栃木地方最低賃金審議会において直接意見を述べる機会を与えていただきますよう要請します。

以上

2022最低賃金審議会意見陳述要旨

わたらせユニオン

本年も意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。佐野地区労とわたらせユニオンを代表して意見陳述を行います、わたらせユニオンの書記長の嶋田です。

私は、昨年の意見陳述の中で、宇都宮市における「ひとり親世帯」の生活保護基準と最低賃金で得られる収入の比較を行い、最低賃金が1000円になった場合に、やや「ひとり親世帯」の生活保護基準に近い収入が得られるものの、生活保護では医療費が無料になるなどを考えれば、時給1500円になったときに、明確に「ひとり親世帯」の生活保護基準を上回る収入ということができるとを具体的な数字を基に述べました。

日本政府も批准しているILO131号条約や135号勧告では、最低賃金の水準決定の要素として「労働者及びその家族の必要」をあげており、「ひとり親世帯」の生活保護基準と最低賃金を比較することは国際規格から見て当然のことではないでしょうか。

最低賃金額の国際的な動向は次の表のとおりです。1年に2～3回改訂されるなど、改定の頻度が高く、改定率も大幅な引き上げが行われています。

最低賃金額の国際的な動向

為替レートは7月15日現在

国	最低賃金の動向		現在の円換算額
フランス	2021年10月	10.48ユーロ (2.6%引上げ)	1549円
	2022年1月	10.57ユーロ (0.9%引上げ)	
	2022年5月	10.85ユーロ (2.2%引上げ)	
ドイツ	2021年7月	9.60ユーロ (1.1%引上げ)	1492円
	2022年1月	9.82ユーロ (2.3%引上げ)	
	2022年7月	10.45ユーロ (6.4%引上げ)	
イギリス (23歳以上)	2021年4月	8.91ポンド (2.2%引上げ)	1574円
	2022年4月	9.50ポンド (.6%引き上げ)	

ドイツは2022年10月に、最低賃金を14.8%引き上げ12ユーロにすることを閣議決定しています。

世界的な物価上昇の中で、各国は最低賃金の大幅な引き上げ、改定の頻度を上げるなどして、特に低賃金労働者の生活困窮に対応しようとしています。

5人以上の民営事業所を対象とした昨年の最低賃金の影響率は、全国加重平均で5.9%でした。直接、最低賃金の引き上げの影響を受ける労働者は全国で約350万人。最低賃金の1.1倍以下で働く労働者が何らかの最低賃金引



き上げの影響を受けるとすれば、その数はおよそ800万人と推測されています。最低賃金近傍で働く労働者は、労働組合への組織率も低く、自分で賃金交渉をすることが難しい状況に置かれています。最低賃金の引上げこそが唯一の賃上げのチャンスです。

今年度の最低賃金改定の議論にあたっては、大幅な物価の上昇を考慮した議論がなされるべきです。この25年、労働者の賃金が低迷する中で、大企業の内部留保は膨大に膨らんでいます。この内部留保に課税するなどして、その原資を中小企業に対する支援策にあてるなど知恵を出す中で、大幅な最低賃金の引き上げが行われるべきです。

最低賃金は1500円を目指すべきですが、今年度は物価騰貴の現状を考慮した議論をしていただき、最低賃金を1000円以上とすべきです。

以上